

# 令和4年第5回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和4年5月23日（月） 午後3時～午後4時15分
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和4年第5回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員8名、  
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和4年第5回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	×
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高畠 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	×

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

### 農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	長谷川主査

	氏名・役職
5	上田主任

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年第5回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、宮岸委員と、米光委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。  それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。  太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。  最初に、前回の令和4年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和4年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請6件については、4月28日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、5月2日付けで石川県知事あてに送付し、5月16日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条許可申請2件については、5月2日付けで石川県知事あてに送付し、番号1については、5月17日付けで、番号2については、5月16日付けで許可書が交付されております。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件については、4月28日付けで証明書を交付しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、5月2日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

	<p>て、ご説明いたします。議案書は1ページです。</p> <p>今回、小坂地区から2件、浅川地区から1件、計3件の申請がありました。</p> <p>番号1及び番号2は東長江町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号3は朝霧台の案件で、耕作地との一体利用のため、所有権を移転するものです。譲受人は下限面積要件を満たしておりませんが、権利移動の不許可の例外として、農地法施行令第2条第3項第3号の規定により、隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地については、隣接する農地の耕作者による権利取得が認められています。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、3件で、面積は1,114㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p>

	<p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、安原地区、森本地区、二塚地区からそれぞれ1件、合計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は、福増町の案件で、賃借権の設定を伴う資材置場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、300m以内に北陸自動車道白山インターチェンジがあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2は、大場町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される分家住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、申請地には、かつて車庫が設置されており、現在は撤去されていますが、通路のコンクリート敷き部分が残っているため始末書が提出されております。</p> <p>番号3は、赤土町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される自己住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、3件で面積は769㎡です。ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>

太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、北村委員から調査結果をご報告願います。</p>
北村委員	<p>5月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は3ページです。</p> <p>今回、所有権移転について、森本地区から1件の申し出があり、農地の面積は11,272㎡で、この他592㎡の作業用道路については、農地を利用するために必要な施設として、基盤法の対象となるものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は4ページから13ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が13件で、面積は合計6,509㎡、第5条が19件で、面積は合計9,794㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は14ページです。</p> <p>届出件数は2件で、解約理由は、営農の継続が困難となったことによるものが1件、自作するためのものが1件で、面積は合計2,478㎡です。</p>

太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は15ページから17ページです。</p> <p>届出件数は2件で、面積は合計16,325㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は18ページ及び19ページです。</p> <p>権利設定に関しては、森本地区で2件あり、面積は合計7,988㎡です。賃借権の設定が1件、使用貸借による権利の設定が1件で、契約期間はともに10年です。</p> <p>権利移転に関しては、安原地区で1件あり、面積は合計5,166㎡です。賃借権の設定後に権利移転するもので、残存期間は記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p>

	<p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、1ページから12ページです。</p> <p>本件は、農業委員会法第37条等に基づき、農業委員会における農地利用最適化の推進やその他事務の実施状況について公表する必要があり、お諮りするものです。</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、2ページから9ページに、令和4年度最適化活動の目標の設定等につきましては、10ページから12ページになります。</p> <p>なお、令和4年度の目標設定等につきましては、様式が今年度から変更となります。</p> <p>それでは、ページ順に説明してまいります。</p> <p>2ページは、農業委員会の状況等につきまして記載しておりますので、説明は省略いたします。</p> <p>3ページは、担い手への農地の利用集積・集約化に関するもので、昨年度は、集積目標面積 1,962ha に対し、実績は</p>

1,815ha で、達成率は 92.5% でした。この他、活動実績、評価等につきましては、記載のとおりです。

4 ページは、新規参入の促進に関するもので、昨年度は、参入目標数 5 経営体、参入目標面積 2.9ha に対し、実績は 2 経営体、0.4ha で、達成率は 40% と 13.8% でした。この他、活動実績、評価等につきましては、記載のとおりです。

5 ページは、遊休農地に関するもので、昨年度は、解消目標面積 0.72ha に対し、実績は 0 でした。所有者への意向調査等を行い、解消に向け取り組んできましたが、一部で解消できたものの、全体としては増加する結果となりました。この他、活動実績、評価等につきましては、記載のとおりです。

6 ページは、違反転用に関するもので、昨年度は、新規に発生したものを 1 件是正しましたが、過去のもので原状回復に至ったものはありませんでした。この他、活動実績、評価等につきましては、記載のとおりです。

7 ページ以降は、農地事務等に関するもので、説明は省略いたします。令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、以上です。

続いて、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等につきまして、ご説明いたします。

10 ページは、農業委員会の状況等ですので、説明は省略いたします。

11 ページ及び 12 ページが農業委員会における最適化活動の目標となります。成果目標としては、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の 3 項目があります。

農地の集積に関しては、現在の農地集積率は 52.6% で、令和 8 年度に 80% とする目標に変更となりますが、各年度ごとの目標は、弾力的に設定できることから、今年度の目標については、新規集積面積を 1 ha とし、年度末における集積率を

53%としてはどうかと考えております。

次に、遊休農地の解消に関しては、現在、1号遊休農地が12.4haあり、その内訳は、緑区分が2.4ha、黄区分が10.0haとなっています。今年度の目標については、この緑区分の遊休農地2.4haを今後5年間で解消するという趣旨から、5分の1の0.48haが解消目標面積となります。

また、黄区分の遊休農地10.0haについては、今後どのようにして解消するのか、そのための工程表を策定するという目標の設定となります。

12ページに移りまして、新規参入の促進に関してです。

現状は、この3年、新規参入者は減少傾向にあります。目標は、新規参入者への貸付等について所有者から同意を得て公表する農地面積を設定します。目標面積の規準となるのが、平成28年度から30年度の3か年における農地法と基盤法による権利移動面積で、このうち農地中間管理機構を通じたもの等を除いた平均面積の1割が目標面積となります。3か年の平均面積が30.2haなので、目標面積は3.02haとなります。

続いて、活動目標です。最適化活動を行う日数目標については、10日/月にしたいと考えております。

次に、活動強化月間の設定目標ですが、毎年、三月以上を設定する必要があり、今年度は、7月、8月、9月に、タブレット端末を活用した農地貸借の意向把握を、11月に、農地利用意向調査を集中して実施することを目標としたいと考えております。

最後に、新規参入相談会への参加目標です。

新規参入の促進のための相談会に委員1名以上が参加することを目標とするもので、市内で開催される各種相談会の中から参加しやすいものを選び、1回参加することを目標としたいと考えております。

	<p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは最後に、5月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	<p>(各委員から報告)</p>
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>

会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、 二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞 様でした。以上で、散会といたします。